

食安基発第0330001号
平成18年3月30日

内閣府食品安全委員会事務局評価課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



平成18年度食品健康影響評価依頼予定物質について

平成17年11月28日付け厚生労働省発食安第1128001号「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（回答）」の別紙1「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」に基づき、平成18年度に貴委員会に健康影響評価を依頼する予定の物質について下記のとおり提出する。

記

1 優先評価物質

以下の5物質とする。

- (1) アレスリン
- (2) オキシリニック酸
- (3) キシラジン
- (4) スルファチアゾール
- (5) タイロシン

2 優先評価物質以外の物質
別紙の141物質とする。

